

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第111号

介護保険法施行細則の一部を改正する規則

介護保険法施行細則（平成11年北海道規則第87号）の一部を次のように改正する。
第11条中「別記第9号様式」を「別記第10号様式」に改め、同条を第13条とする。
第10条中「別記第8号様式」を「別記第9号様式」に改め、同条を第12条とする。
第9条中「別記第7号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条を第11条とする。
第8条中「別記第6号様式」を「別記第7号様式」に改め、同条を第10条とする。
第7条中「別記第5号様式」を「別記第6号様式」に改め、同条を第9条とする。
第6条を第8条とする。
第5条第1項中「別記第3号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条第2項中「別記第4号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条を第7条とする。
第4条中「別記第2号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

（指定居宅サービス事業者等の指定等の更新の申請）

第4条 法第70条の2第1項（法第115条の10において準用する場合を含む。）、第79条の2第1項、第86条の2第1項及び第107条の2第1項の指定の更新並びに法第94条の2第1項の許可の更新は、別記第2号様式の指定居宅サービス事業者（指定居宅介護支援事業者・介護保険施設・指定介護予防サービス事業者）指定（許可）更新申請書によってしなければならない。

（指定等の更新の標示）

第5条 法第70条の2第1項（法第115条の10において準用する場合を含む。）、第79条の2第1項、第86条の2第1項若しくは第107条の2第1項に規定する指定の更新又は法第94条の2第1項に規定する許可の更新を受けた者は、その旨を当該指定の更新又は許可の更新に係る事業所又は施設の見やすい場所に標示するものとする。

別記第9号様式中「（第11条関係）」を「（第13条関係）」に改め、同様式を別記第10号様式とする。

別記第8号様式中「（第10条関係）」を「（第12条関係）」に改め、同様式を別記第9号様式とする。

別記第7号様式中「（第9条関係）」を「（第11条関係）」に改め、同様式を別記第8号様式とする。

別記第6号様式中「（第8条関係）」を「（第10条関係）」に改め、同様式を別記第7号様式とする。

別記第5号様式中「（第7条関係）」を「（第9条関係）」に改め、同様式を別記第6号様式とする。

目次

規 則

- 北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
.....（経済部総務課） 5
- 介護保険法施行細則の一部を改正する規則.....（介護保険課） 5
- 貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....（商工金融課） 7

告 示

- 農業委員会が行う交換分合計画の認可.....（農業施設管理課） 8
- 知事権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課） 8
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課） 8
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課） 9
- 森林法による通知に代える公示.....（治山課） 9
- 道路の供用の開始.....（道路課） 9

道教育庁石狩教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示..... 10

道教育庁空知教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示..... 10

規 則

北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成19年12月7日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第110号

北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例（平成19年北海道条例第62号）の施行期日は、平成19年12月19日とする。

介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月7日

別記第4号様式中「(第5条関係)」を「(第7条関係)」に改め、同様式を別記第5号様式とする。

別記第3号様式中「(第5条関係)」を「(第7条関係)」に改め、同様式を別記第4号様式とする。

別記第2号様式中「(第4条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同様式を別記第3号様式とし、別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

別記第2号様式(第4条関係)

受付番号	
------	--

指定居宅サービス事業者
 指定居宅介護支援事業者
 介護保険施設
 指定介護予防サービス事業者

年 月 日

北海道知事 様

住所
 申請者 氏名 [㊦]
 (法人にあっては、主たる事務所の所
 在地並びに名称及び代表者の氏名)

介護保険法第70条の2第1項(第79条の2第1項・第86条の2第1項・第94条の2第1項・第107条の2第1項・第115条の10において準用する第70条の2第1項)の規定により、事業者(施設)に係る指定(許可)の更新を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業所所在地市町村番号	
-------------	--

申 請 (開)	フリガナ 名 称			
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 -) (ビルの名称等)		
	連絡先	電話番号	FAX番号	
	法人の種別	法人所轄庁		

設 者	代表者の職・氏名 (開設者の氏名)	職名	フリガナ 氏 名	
	代表(開設)者の住所	(郵便番号 -) (ビルの名称等)		
事 所	フリガナ 名 称			
	所在地	(郵便番号 -) (ビルの名称等)		
業 所	連絡先	電話番号	FAX番号	
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき			
所	フリガナ 名 称			
	所在地	(郵便番号 -) (ビルの名称等)		
事 業 等 の 種 類	連絡先	電話番号	FAX番号	
	現に受けている指定(許可)の有効期間満了日			
介護保険事業者番号				
医療機関等コード				

備考

- 「受付番号」及び「事業所所在地市町村番号」欄は、記載しないでください。
- 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」等の別を記入してください。
- 「法人所轄庁」欄は、申請(開設)者が認可等を受けた法人である場合は、その主務行政庁の名称を記入してください。
- 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既

に医療機関等コードが付番されている場合には、そのコードを「医療機関等コード」欄に記入してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の介護保険法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の介護保険法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第112号

貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

貸金業の規制等に関する法律施行細則（昭和58年北海道規則第75号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

貸金業法施行細則

第1条中「貸金業の規制等に関する法律（）」を「貸金業法（）」に、「貸金業の規制等に関する法律施行令」を「貸金業法施行令」に、「貸金業の規制等に関する法律施行規則」を「貸金業法施行規則」に改める。

第2条中「次の各号」を「次」に改め、「知事の」及び「（第5号に掲げる事務にあっては貸金業協会の事務所の所在地、第8号に掲げる事務にあっては貸金業者の営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）の所在地）」を削り、「の支庁長」を「を所管する支庁長」に改め、同条ただし書中「第5号、第6号及び第8号」を「第6号、第8号から第10号まで、第13号（第10号に掲げる事務に係る部分に限る。）及び第15号から第21号まで」に改め、同条第5号から第8号までを次のように改める。

- (5) 法第12条の3第8項の規定による貸金業務取扱主任者研修に関する届出に関すること。
 - (6) 法第12条の3第9項の規定による貸金業務取扱主任者の解任の勧告に関すること。
 - (7) 法第24条の6の2の規定による開始等の届出に関すること。
 - (8) 法第24条の6の3の規定による業務改善命令に関すること。
- 第2条に次の18号を加える。
- (9) 法第24条の6の4第1項の規定による登録の取消し又は業務の停止の命令に関すること。
 - (10) 法第24条の6の4第2項の規定による貸金業者の役員の解任の命令に関すること。

- (11) 法第24条の6の5の規定による登録の取消しに関すること。
- (12) 法第24条の6の6の規定による登録の取消しに関すること。
- (13) 法第24条の6の7の規定による登録の抹消に関すること。
- (14) 法第24条の6の8の規定による監督処分等の公告に関すること。
- (15) 法第24条の6の9の規定による業務報告書に関すること。
- (16) 法第24条の6の10第1項の規定による報告又は資料の徴収に関すること。
- (17) 法第24条の6の10第2項の規定による報告又は資料の徴収に関すること。
- (18) 法第24条の6の10第3項の規定による立入検査に関すること。
- (19) 法第24条の6の10第4項の規定による立入検査に関すること。
- (20) 法第24条の6の11第1項の規定による監督に関すること。
- (21) 法第24条の6の11第2項の規定による社内規則の作成又は変更の命令に関すること。
- (22) 法第24条の6の11第3項の規定による社内規則の作成又は変更の承認に関すること。
- (23) 法第24条の6の11第4項の規定による承認を受けた社内規則の変更又は廃止の承認に関すること。
- (24) 法第44条の3第1項の規定による警察本部長への意見聴取に関すること。
- (25) 法第44条の3第3項の規定による警察本部長への意見聴取に関すること。
- (26) 法第44条の4の規定による警察本部長からの意見の受理に関すること。

第3条中「第1条第2項」を「第1条の5第2項」に改める。

第4条の見出し中「登録替え申請」を「登録換え申請」に改める。

第6条中「営業所等」を「営業所又は事務所」に改める。

第8条中「第35条第2項及び法第42条第3項」を「第24条の6の10第5項」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

（業務報告書及び参考書類の提出部数）

第9条 省令第26条の29第2項の知事が定める部数は、1部とする。

2 省令第26条の29第3項の知事が定める部数は、1部とする。

別記様式（表）中「貸金業の規制等に関する法律（第35条第1項及び）第42条第2項」を「貸金業法第24条の6の10第3項又は第4項」に改め、同様式（裏）を次のように改める。

（裏）

貸金業法（抜すい）
（報告徴収及び立入検査）
第24条の6の10 内閣総理大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その登録を受けた貸金業者に対して、その業務に関し報告又は資料の提出を命ずることができる。
2 （略）
3 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務に関し

て質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者若しくは当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該貸金業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第3項及び第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

附 則

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

告 示

北海道告示第772号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第98条第8項の規定により、浜頓別町農業委員会が定めた宇曾丹・常盤地区の農用地等の交換分合計画を認可した。

平成19年12月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第773号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成19年12月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 苫前郡羽幌町大字焼尻字緑岡35・36の1・44・64・65
(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指 定 の 目 的 風害の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道留萌支庁産業振興部林務課及び羽幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第774号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成19年12月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 苫前郡羽幌町・初山別村・天塩郡天塩町(以上2町1村国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養
- (3) 指 定 施 業 要 件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
羽幌町・初山別村(以上1町1村について次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 苫前郡羽幌町・天塩郡遠別町(以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
羽幌町・遠別町(以上2町について次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所 天塩郡幌延町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

- (2) 指定の目的 風害の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所 沙流郡日高町字正和267の1（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第775号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成19年12月7日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 夕張市・檜山郡上ノ国町・古平郡古平町・勇払郡占冠村（以上1市2町1村国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 奥尻郡奥尻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 3(1) 解除予定保安林の所在場所 礼文郡礼文町・斜里郡斜里町（以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 4(1) 解除予定保安林の所在場所 上川郡東川町806の1・806の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課並びに夕張市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第776号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を雨竜町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成19年北海道告示第740号のとおりである。

平成19年12月7日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

- 雨竜郡北竜町字恵岱別64の1所在の森林について所有権を有する 一ノ瀬 弘
- 雨竜郡北竜町字恵岱別64の2所在の森林について所有権を有する 野口 友太
- 雨竜郡北竜町字恵岱別61の1、62の3所在の森林について所有権を有する 本多 春義
- 雨竜郡北竜町字恵岱別65の1、65の2所在の森林について所有権を有する 田中 ノリ子

北海道告示第777号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年12月7日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 新千歳空港線	苫小牧市字美沢164番11地先から	平成19.12.7
北海道室蘭土木現業所	苫小牧市字美沢209番5地先（一般国道36号交点）まで	
道道 留辺蘂浜佐呂間線	常呂郡佐呂間町字仁倉712番2地先から	同 19.12.10
北海道網走土木現業所	常呂郡佐呂間町字仁倉290番1地先まで	午前10時

道教育庁石狩教育局告示

北海道教育庁石狩教育局告示第56号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成19年12月7日

北海道教育庁石狩教育局長 三 原 和 廣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 224台
(普通科高等学校5校及び特別支援学校2校)
 - (2) パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 210台(職業科高等学校4校)
- 2 落札を決定した日
平成19年11月21日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1)ア 氏 名 協同リース株式会社
イ 住 所 東京都千代田区神田駿河台2丁目9番17号
 - (2)ア 氏 名 協同リース株式会社
イ 住 所 東京都千代田区神田駿河台2丁目9番17号
- 4 落札金額(1月当たりの単価)
 - (1) 707,700円
 - (2) 773,745円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成19年10月12日付け北海道教育庁石狩教育局告示第24号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

道教育庁空知教育局告示

北海道教育庁空知教育局告示第19号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成19年12月7日

北海道教育庁空知教育局長 山 田 寿 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たりの単価)
パーソナルコンピュータ 一式 42台(普通科高等学校1校)
- 2 落札を決定した日
平成19年11月27日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 住信・松下フィナンシャルサービス株式会社
 - (2) 住 所 大阪府大阪市北区中之島3丁目2番18号
- 4 落札金額
141,771円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成19年10月12日付け北海道教育庁空知教育局告示第15号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局企画総務課
 - (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目